

＊北海道公報		発行 北 海 道 (総務部法制文書課) 電話 011 - 231 - 4111 (内線 22-264) FAX 011 - 232 - 1385 印刷 富士プリント(株)
目 次		ページ
規 則		
○北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則..... (人材育成課)		1
告 示		
○土地改良区の役員の退任の届出..... (農業支援課)		1
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)		1
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業支援課)		1
○特定調達契約に係る入札の公告..... (漁業指導課)		2
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)		3
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)		3
○北海道建設部手数料条例別表の15の項の規定による知事が定めた基準及び建築基準法 施行細則第6条第3号の規定による支庁長に委任する事務の決定の一部改正 (建築指導課)		4
支 庁 告 示		
○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し.....		4
道人事委員会規則		
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....		4
道監査委員公表		
○監査公表第3号.....		4
道公安委員会規則		
○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則.....		4
規 則		
北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年6月3日		北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第67号		
北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則		
北海道職業訓練手当支給規則 (昭和41年北海道規則第107号)の一部を次のように改正す		
る。		
第3条第1項第16号を削る。		
別表第2の2級地の項中「、岩槻市」を削り、「、同郡田尻町及び南河内郡美原町」を 「及び同郡田尻町」に改め、「古賀市」の次に「、福津市」を加え、「、宗像郡福岡町」を 削り、「、西彼杵郡高島町、同郡崎戸町、同郡香焼町及び同郡伊王島町」を「及び西海市」 に改める。		
別記第1号様式その1中「、第16号」を削る。		
附 則		
1 この規則は、公布の日から施行する。		
2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道職業訓練手当支給規則の規定に 基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道職業 訓練手当支給規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げ ない。		
告 示		
北海道告示第427号		
土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、江差土地改良区から、 次のとおり役員の退任の届出があった。		
平成17年6月3日		北海道知事 高 橋 はるみ
退 任 年 月 日	理事・監事の別	氏 名 住 所
平成17. 5.18	監 事	柿 崎 敏 幸 檜山郡江差町字水堀町410番地
北海道告示第428号		
土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、平成17年5月25日、狩 場利別土地改良区の定款の変更を認可した。		
平成17年6月3日		北海道知事 高 橋 はるみ
北海道告示第429号		
土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の規定により、次の地区について、 道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。		
その関係書類は、平成17年6月6日から20日間、一般の縦覧に供する。		
なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に 基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをするこ		

とができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年6月3日

	北海道知事 高橋 はるみ				
地区名	業	の	種	類	縦覧場所
吉 沢	経営体育成基盤整備（区画整理）				北海道空知支庁
虻 田	畑地帯総合整備「担い手育成型」（農業用排水、区画整理、暗きよ、土層改良）				北海道胆振支庁
西 幕 別	同				（農業用排水、農道、暗きよ、土層改良、区画整理） 北海道十勝支庁

北海道告示第430号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年6月3日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船ほくと上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 日 平成17年9月9日
- (4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成17年北海道告示第9号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 総トン数150トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。
- (4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特種上架台及び斜路）を有し、かつ、認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成17年6月3日から17日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課）
- (2) 入 札 日 時 平成17年7月19日 午前11時（送付による場合は、必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

- (1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道水産林務部漁業指導課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 420

- (2) 前金払いは、契約金額の4割に相当する額以内で行う。

10 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel
HOKUTO Repair Service 1 set
- B . Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., July 19, 2005
- C . Contact point for notice : Fishing Guidance Division, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku,
Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Extension 28-420

北海道告示第431号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年6月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 帯広市美栄町890（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 古宇郡神恵内村大字神恵内字トーマル1427の16
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 3(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡鹿追町笹川北8線9の20・9の41（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 4(1) 解除に係る保安林の所在場所 上川郡清水町字美蔓1001の10・1001の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課並びに帯広市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第432号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年6月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡標津町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡標津町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部

林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)	管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14 - 1）の一部を次のように改正する。
北海道告示第433号 平成12年北海道告示第581号（北海道建設部手数料条例別表の15の項の規定による知事が定めた基準及び建築基準法施行細則第6条第3号の規定による支庁長に委任する事務の決定）の一部を次のように改正する。 平成17年6月3日 北海道知事 高 橋 はるみ 1の項(7)号のA中「第11項及び第12項」を「第12項及び第13項」に、「第135条の17」を「第135条の18」に改める。 2の項(6)号のA中「第11項及び第12項」を「第12項及び第13項」に、「第135条の17」を「第135条の18」に改める。 3の項(6)号のA中「第11項及び第12項」を「第12項及び第13項」に、「第135条の17」を「第135条の18」に改める。	別表知事部局の項本庁の事項中「部長 部次長」を「部長 参事監 部次長」に、「行財政改革推進室の主幹（グループリーダーを除く。）及び予算の執行等における改善措置又は建設工事等に係る入札契約手続の監視の」を「行政改革課の主幹（グループリーダーを除く。） 行政改革課の予算の執行等における改善措置、建設工事等に係る入札契約手続の監視又は行政改革大綱の策定及び推進の事務を担当する主査 大学改革推進室の主幹（グループリーダーを除く。） 大学改革推進室の大学の運営又は大学職員の給与その他の勤務条件に係る」に改め、同項東京事務所の事項中「課長」を「室長 課長 参事」に、「総務係長」を「総務課の庶務又は人事服務に係る事務を担当する主査」に改め、同項高等技術専門学院の事項中「（次長を置く学院に置かれるものに限る。）」を削り、同項札幌医科大学の事項中「課長 参事」を「課長」に、「教育研究機器センター所長 人事担当の主幹（1人とする。）」を「教育研究機器センター所長」に改め、同表教育庁の項本庁の事項中「限る。）」を「限る。） 総務課の行政改革に係る事務を担当する主幹」に、「は、1人とする。）」を「は、1人とする。） 教職員課の教員の評価制度に係る事務を担当する主査」に改め、同項教育局の事項中「局長」を「局長 指導主幹」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。
支 庁 告 示	道 監 査 委 員 公 表
北海道渡島支庁告示第16号 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。 平成17年6月3日 北海道渡島支庁長 新 田 彰 1 登録を取り消した貸金業者 住 所 商 号 又 は 名 称 氏 名 登 録 番 号 函館市山の手3丁目22番5号 キ ッ ポ ン 菊 田 大 興 北海道知事(1)渡第00838号 函館市五稜郭町25番11号 R I T Zコーポレーション 庄 子 定 夫 北海道知事(1)渡第00853号 2 登録取消年月日 平成17年5月26日	監査公表第3号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第6項の規定により行った知事からの要求監査の結果を次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総務課に備え置いて一般の縦覧に供する） 平成17年6月3日 北海道監査委員 石 井 孝 一 北海道監査委員 伊 藤 政 信 北海道監査委員 徳 永 光 孝 北海道監査委員 宮 間 利 一
道 人 事 委 員 会 規 則	道 公 安 委 員 会 規 則
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年6月3日 北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄 北海道人事委員会規則14 - 48 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 6 月 3 日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第 7 号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号及び第44条第 2 項第 2 号中「刑法第211条」を「刑法第208条の 2 若しくは刑法第211条第 1 項」に改める。

第68条中「変更しようとするとき」の次に「又は指定規則第 4 条第 3 項の規定により指定規則第 2 条第 2 項各号に掲げる書類の内容に変更があったとき」を加える。

別記様式第29号を次のように改める。

別記様式第29号（第68条関係）

年 月 日	
公安委員会 殿	
名 称	
代 表 者	
電 話	
印	
指定講習機関名称等変更届書	
届 出 区 分	☐ 指定講習機関に関する規則第 4 条第 1 項の規定による変更の届出 ☐ 指定講習機関に関する規則第 4 条第 3 項の規定による変更の届出
変更（予定）年月日	
変 更 事 項	
変 更 内 容	

変 更 理 由

備 考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番縦長とする。

附 則

この規則は、平成17年 6 月 3 日から施行する。

